

幼児教育・保育の無償化の給付について

2019年10月からの幼児教育・保育無償化の開始に伴い、要件を満たしたお子様が対象の認可外保育園(認証保育所、認可外保育施設)を利用された場合、以下の手続き1、2を行うことで給付を受けることができます。

1. 対象施設

幼児教育・保育無償化の対象施設として、施設が所在する市区町村による確認を受けた施設

※品川区内で対象となる施設は、品川区HPでご確認いただけます(右記QRコード)

品川区外の施設につきましては、各自治体にご確認ください。



区内対象施設はこちら

2. 給付対象者

3～5歳児のお子様 : 保育を必要とする事由に該当すること。

0～2歳児のお子様 : 住民税非課税世帯であり、保育を必要とする事由に該当すること。

3. 給付金額 (月額上限) ※基本保育料が上記の金額を下回る場合、基本保育料と同額の給付となります。

3～5歳児のお子様 : 37,000円

0～2歳児のお子様(住民税非課税世帯) : 42,000円

4. 「保育の必要性」の認定申請

手続き1

■提出期限

認定(給付)の開始を希望する月の前月末までに、下記提出書類を保育入園調整課へご提出ください。

※**認定申請は遡及することができません**ので、ご注意ください。

■提出書類

- ① 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
- ② 証明書類 (保育を必要とする「要件」により提出書類が異なります。)
※要件および証明書類、認定期間につきましては、裏面をご覧ください。

5. 請求書の提出

手続き2

■提出書類

- ①品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書
- ②品川区特定子ども・子育て支援領収証兼提供証明書

※下記スケジュールのとおり、3か月(各期)ごとにご提出ください。給付を受けるためには、請求書の提出が必要です。

■2025年度支払いスケジュール(認証保育所・認可外保育施設)

区分	対象月	請求書提出期限	支払い予定時期
第1期	2025年4月～6月分	2025年7月15日(火)	2025年8月下旬
第2期	2025年7月～9月分	2025年10月15日(水)	2025年11月下旬
第3期	2025年10月～12月分	2026年1月15日(木)	2026年2月下旬
第4期	2026年1月～3月	2026年4月15日(水)	2026年5月下旬

6. 保育の必要性(保育認定)

区所定様式は右QRコードより
ダウンロードしてください →



■要件と証明書類

要件		提出書類 (◎は区所定様式あり)
就 労	常勤・パート等で働いている場合 ※内定している場合も含む ※親族の経営会社に勤務する場合も含む	◎就労証明書(勤務先が記載したものを提出してください) ※親族が経営する会社に勤務される方で、就労証明書を配偶者の方が記入する場合は、別途被証明者の確定申告書(写)や源泉徴収票(写)等が必要です。
	自営業・経営者等	◎就労証明書(ご自身でご記載ください) + 就労の実態を証明する書類 (確定申告書(写)、源泉票(写)等)
妊 娠 ・ 出 産		親子健康手帳の写(表紙および分娩予定日記載ページ)
求 職		◎求職活動状況申告書+ハローワーク受付票等(写)
就 学		在学証明書+時間割(写)
疾 病 ・ 障 害		診断書、障害手帳(写)
看 護 ・ 介 護		◎介護状況申告書+各証明書(介護保険被保険者証・診断書等)

<就労時間>
月12日以上かつ
1日4時間以上を目安と
した月48時間以上の就
労を常態とすること。

※育児休業から復職される場合は、復職の事実を確認するため、復職後に発行した就労証明書をご提出ください。その場合、提出書類①「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」のみ、先行して認定希望月の前月末までにご提出ください。子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の提出日より前に遡及して認定することはできません。

■要件と認定期間

要件	認 定 期 間
就 労	左記の事由により保育を必要とする期間 ※有期雇用の場合は、就労証明書に記載の日までが認定期間となります。契約更新し、継続して認定を希望される場合は、再度「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と、更新後の期間が記載されている「就労証明書」の提出が必要です。
妊 娠 ・ 出 産	出産予定月をはさんで、前後2か月(計5か月)
求 職	利用希望月から2か月間
就 学	左記の事由により保育を必要とする期間
疾 病 ・ 障 害	左記の事由により保育を必要とする期間
看 護 ・ 介 護	左記の事由により保育を必要とする期間

7. その他

- ①認定要件に変更があった場合は、改めて申請してください。
- ②本補助制度の他に、「品川区認可外保育施設保育料助成制度」もございます。助成対象施設や助成要件は、幼児教育・保育の無償化の給付とは異なり、別途申請が必要となります。詳しくは、右のQRコードより、区ホームページをご確認ください。

品川区認可外保育施設保育料助成制度
(品川区ホームページ) →



「お問い合わせ先・書類提出先」
〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区役所 子ども未来部 保育入園調整課 利用助成係
電話：03-5742-6039